

ハッピーカード規約

株式会社 天満屋ストア

〒700-8502 岡山県岡山市北区岡町13番16号

本規約をよくお読みのうえでお申込みください

カード番号等取扱契約締結事業者登録番号 中国(ク)第9号

第1章(ハッピーカードについて)

第1条(会員)

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社天満屋ストア(以下「当社」という)に入会の申し込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条(カードの発行)

- (1) 当社は会員に対しハッピーカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。
- (2) 会員は、カード裏面の署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。
- (3) カードは、カードに署名した会員のみが利用できるものとします。またカードの所有権は当社に属しますので、会員はカードを他人に貸与、譲渡または質入れ、その他の担保に使用することはできません。
- (4) 当社が認めた会員には楽天Edy機能付カード(以下「楽天Edyカード」という)を貸与します。会員は楽天Edyカードに格納された機能を利用して当社の店舗または当社の加盟店が行う各種サービスを受けることができます。
- (5) カードは、会員が退会または会員の資格が取り消されるまで有効とします。

第3条(暗証番号)

- (1) 暗証番号は、誕生日・電話番号および0000・9999を始めとした同じ数字のみの使用等、他人に容易に推測できる番号を避けてご登録いただけます。
- (2) 会員が誕生日・電話番号等、他人に容易に推測できる暗証番号を登録し、その暗証番号が使用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし、会員の故意または過失のなかったことが、当社で確認できた場合は会員の負担とはなりません。

第2章(カードによる商品購入等)

第4条(カードの利用)

- (1) 当社が貸与したカードを楽天Edyカードとして利用する際はカード券面記載の楽天Edy発行元の「楽天Edyサービス利用約款」が適用されるものとします。
- (2) 会員は、当社の店舗および当社の加盟店(以下「加盟店」という)で商品および役務・サービス(以下「商品等」という)の購入または提供を受けること(以下「商品購入等」という)にカードをご利用いただけます。ただし当社および加盟店が特に定める商品(切手、商品券等)購入等についてはご利用できません。
- (3) カードはご利用の都度必ずご提示いただき、クレジット承り票等のご利用金額を確認のうえ、署名いただきます。ただし、当社が特に認めた場合は、当社の指定した方法で、署名、カードの提示等を省略できる場合があります。
- (4) 当社の店舗および加盟店での商品購入利用可能額は、お申し込みの内容、ご利用実績等に応じ当社が審査し決定した額までとします。お支払実績等により、ご利用をお断りする場合があります。
- (5) 未成年者の商品等のクレジット利用には親権者の同意が必要になります。

第5条(カード利用代金等の支払い)

- (1) 商品購入等の代金(以下「カード利用代金等」という)は、本条の内容でお支払いをいただきます。

- (2) 当社は、当社所定の支払日および支払い方法の中から原則としてカード申込時に定めた方法によりカード利用代金等のお支払いをいただくものとします。また、カード利用代金等の支払日は、ご利用時にお知らせいたします。なお上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。
- (3) 会員は、加盟店でのカード利用による現金価格を当社が会員に代わり加盟店に支払うことをあらかじめ承認するものとします。
- (4) 会員が、カード利用代金等を当社に支払ったときは、当社は所定の手続き(カードナンバーまたは氏名、住所、電話番号より債権を特定)により領収書を交付します。ただし、金融機関の預貯金口座からの自動支払の場合は、会員から交付請求があったとき、当社所定の方法により領収書を交付するものとします。

第6条(遅延損害金)

会員がカード利用代金等の支払を遅延した場合は、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また本規約第14条により期限の利益を失った場合は、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで残存支払金合計に対して、商事法定利率(年6.0%)を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。

第3章(共通事項)

第7条(支払金等の充当順序)

会員が支払った金額の充当順位は以下に挙げるほか、割賦販売法に基づく充当を行うものとします。

- ①優先順位は遅延損害金、商品購入代金の順
- ②遅延損害金は発生の早いものから。
- ③商品購入代金は発生 of 早いものから。

なお、会員が支払った金額が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

第8条(商品の所有権)

当社または加盟店で購入した商品の所有権は、当社に属していることから、その商品の債務が完済されるまでは商品の質入れ、譲渡、賃貸等により所有権を侵害する行為は一切できません。

第9条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員は、当社または加盟店で見本・カタログ等により商品等を購入した場合、受け取った商品等がそれらと相違しているときは、それぞれ商品等を販売した当社の店舗もしくは加盟店において、商品等の交換または返品を申し出るか、または売買契約あるいは役務提供契約を解除できるものとします。

第10条(カードの紛失、盗難)

- (1) 会員は、カードを紛失し、または盗難(以下「紛失等」という)にあった場合には、直ちに当社宛に連絡のうえ最寄りの警察署、または交番に届け出をしていただきます。なお、被害状況等の調査に協力していただく場合もあります。
- (2) 会員が前項に反し、何の連絡も届け出もせず他人に不正使用された場合、また本条(3)のカード保証制度に加入していない場合の損害は、会員の負担となります。
- (3) 会員は、紛失等による不測の損害を未然に防止するため、カード保証制度(以下「本制度」という)に加入していただき、毎年当社所定の時期(加入時期により異なる)に保証料100円を支払うものとします。本制度の保証期間は、本制度加入の日から1年間とし、受付日の午前0時から期間末日の午後12時までとします。

- (4) 会員は、他人によるカード使用で発生した損害のうち当社に連絡を行った日を含めて61日前以降に発生した分については、次の各号に該当しない限り負担を免除されます。
- ① 会員が本規約第2条(2)に違反していることによる場合。
 - ② 前号の他、会員が本規約に違反している状況の中で紛失等が生じたことによる場合。
 - ③ 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に、紛失等が生じたことによる場合。
 - ④ 会員の故意または重大な過失によって紛失等が生じ、また損害が拡大した場合。
 - ⑤ カードが、会員の家族、同居人、その他の関係者によって使用された場合。

第11条(カードの再発行)

カードが紛失、盗難、汚損、破損等により使用不能になった場合は、所定の手続きをしていただき、当社が相当と認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第12条(届け出事項の変更)

- (1) 会員の住所、氏名、自宅電話番号、携帯電話番号、勤務先、勤務先電話番号、支払方法、引落口座等に変更があった場合は、すみやかに当社へお届けいただけます。
- (2) (1)の届け出を怠った場合または会員から届け出のあった会員の住所、氏名宛てに当社が通知書等を発送した場合にはそれらが延着しまたは到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に会員に届いたものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第13条(期限の利益の喪失)

- (1) 会員は、次の場合には当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただけます。
 - ① カード利用代金等の支払を遅延し、20日以上期間を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払がなかったとき。
 - ② 第三者から強制執行、仮差押、仮処分の上申を受けてきたとき。
 - ③ 破産・民事再生の上申を受けてきたとき、または自らこの上申をしたとき。
- (2) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの通知または請求により、本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただけます。
 - ① 規約の重大な義務に違反するなどの行為があったとき。
 - ② その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第14条(契約の解除)

会員が当社店舗内で商品等の購入をした場合において、第13条の(1)(2)のいずれかに該当したときは、当社はこの契約を解除することができるものとします。この場合、会員は次の①から③の該当する額とこれに対する商事法定利率(年6.0%)による遅延損害金を加算した額をお支払いいただきます。

- ① 商品等を返還されたときは、当該商品等の通常の使用料の額。
- ② 商品等を返還されないときは、当該商品等の現金価格に相当する額。
- ③ 購入商品等が商品等引渡し前のときは、当該契約の締結および履行に通常要する費用の額。

第15条(業務の委託)

当社は、カードに関する業務の一部を委託する場合があります、

会員はあらかじめこれを承諾していただきます。

第16条(その他の承認事項)

- 会員は、次の各号を承認していただきます。
- (1) 本申込に関する必要事項にご記入いただけない場合は、本申込をお断りする場合があります。
 - (2) 本申込に関する申込書は返却できません。
 - (3) 本申込における本人確認に関する記録を会員と当社間の他の取引に使用することがあります。
 - (4) 第5条に定める支払が遅延した場合等において、会員と自宅電話または携帯電話等会員が承諾した連絡先で連絡が取れないときは、勤務先または連絡先等に連絡することがあります。
 - (5) 会員と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地、カードの申込地、商品等購入地、または当社の本社もしくは店舗所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
 - (6) 会員は商品等の取得、所有、保管、使用ならびに提供を受ける役務、その他契約の締結および履行等に係る一切の公租公課を負担します。
 - (7) 当社の提供する会員サービスの内容は変更する場合があります。

第17条(反社会的勢力の排除)

- (1) 申込者は、申込者が、現在のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等
 - ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等
 - ⑧ 前各号の共生者
 - ⑨ その他前各号に準ずる者
- (2) 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、申込者が(1)もしくは(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、申込者は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。
- (4) 申込者が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、申込者は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

第18条(会員資格の喪失および退会等)

- (1) 当社が会員のカード使用状況等を不適当と判断した場

第5条(カードの紛失、盗難)

- (1) 会員は、カードを紛失し、または盗難にあった場合には、直ちに当社宛に連絡のうえ最寄りの警察署、または交番に届け出をしていただきます。なお、被害状況等の調査に協力していただく場合もあります。
- (2) 会員が前項に反し、何の連絡も届け出もせず他人に不正使用された場合の損害は、会員の負担となります。

第6条(カードの再発行)

カードが紛失、盗難、汚損、破損等により使用不能になった場合は、所定の手続きをしていただき、当社が相当と認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第7条(届け出事項の変更)

- (1) 会員の住所、氏名、自宅電話番号、携帯電話番号等に変更があった場合は、すみやかに当社へお届けいただきます。
- (2) (1)の届け出を怠った場合または会員から届け出のあった会員の住所、氏名宛てに当社が通知書等を発送した場合にはそれらが延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に会員に届いたものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第8条(業務の委託)

当社は、カードに関する業務の一部を委託する場合があります。会員はあらかじめこれを承諾していただきます。

第9条(その他の承認事項)

- 会員は、次の各号を承認していただきます。
- (1) 本申込に関する必要事項にご記入いただけない場合は、本申込をお断りする場合があります。
 - (2) 本申込における本人確認に関する記録を会員と当社間の他の取引に使用することがあります。
 - (3) 会員と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地、カードの申込地、商品等購入地、または当社の本社もしくは店舗所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
 - (4) 会員は商品等の取得、所有、保管、使用ならびに提供を受ける役務、その他契約の締結および履行等に係る一切の公租公課を負担します。
 - (5) 当社の提供する会員サービスの内容は変更する場合があります。

第10条(会員資格の喪失および退会等)

- (1) 当社が会員のカード使用状況等を不適当と判断した場合には、会員に通知することなくカードのご利用中止、会員資格の喪失等の措置をとらせていただくことがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。
- (2) 会員の都合で退会する場合には、当社所定の届け出とともにカードを返却していただきます。
- (3) カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込みなどで虚偽の申告をしたとき。

第11条(本規約の変更等)

当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその旨を通知もしくは告知(変更の日から30日間当社の店舗内に掲示する等)し、その後会員がカードを利用された場合には、変更等を承認

されたものとします。

第12条(問い合わせ先)

商品等についてのお問い合わせは、カードをご利用された店舗にご連絡ください。カードのご利用等についてのお問い合わせは、下記の窓口までお願いします。
株式会社天満屋ストア 本部カード担当 お客様係(10:00~18:00)
〒700-8502 岡山市北区岡町13番16号 TEL086-233-6171
楽天Edyについてのお問い合わせ先は、下記の窓口までお願いします。
楽天Edy株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 TEL0570-081-999

ハッピーカードポイント規約

第1条(目的)

株式会社天満屋ストア(以下「当社」という)は会員に対し、会員が当社及び加盟店においてハッピーカード(以下「カード」という)を利用すること等により、本規約の規定に従って利用することができるサービスを提供するものとします。

第2条(ポイントの種類)

当社及び加盟店でカードを利用したお買物で加算されるポイントをハッピーカードポイント(以下「ポイント」という)と呼ぶものとします。また楽天Edyでお買物されて加算されるポイントをEdy利用ポイントと呼び、お買物袋持参につき付与するポイントをエコポイントと呼ぶものとします。

第3条(ポイント付与の方法)

- (1) ポイントは、会員が当社及びカード加盟店でお買物等の時(対象外の商品があります)カード提示後付与します。ただし他社のカードとの併用はできません。レジにてカードを提示した場合税抜き200円で1.0ポイント付与するものとします。ただし、楽天Edyの支払は税込み200円で2.0ポイント付与(楽天Edyとの契約で変更される場合があることをあらかじめ同意していただきます。また、ポイント加算対象店舗・取引については、楽天Edy株式会社の規約及びホームページによりするものとします。
- (2) ポイントの付与率や対象商品・サービス・付与日等の付与方法は加盟店により異なる場合があります。
- (3) 以下の各号の場合は加算できないものとします。
 - ①精算の時にレジにてカードの提示がない場合。
 - ②切手、ハガキ、タバコ、商品券、チケット、ギフトカード、ギフト券、図書カード、書籍、配送料、修理代等の精算。
 - ③当社内の一部専門店等、及び催事商品。
 - ④会員の都合により返品解約した場合は、その部分のポイントは減算するものとします。

第4条(ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、定めないものとします。

第5条(ポイントの利用)

ポイントは500点になると500点のお買物券としてレジにて自動発券するものとします。お買物券は500点未満でも発券(カウンター、またはカウンターに準ずるレジにて)できます。発券したお買物券は、次回以降のお買物から利用できるものとします。釣り銭もできます。紛失して

も再発行はできません。

第6条(カードの紛失・盗難)

会員は、カードの紛失・盗難の場合は、当社所定の手続をとるものとします。当社がカードを再発行した場合は、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行できるものとします。ただし、当社に届け出るまでに、第三者に使用されたポイントは、移行できないものとします。

第7条(退会、会員資格の喪失)

会員が、退会または会員資格を喪失した場合はポイントのそれまでの累計ポイントは失効するものとします。

第8条(規約の変更)

本規約を変更または改訂した場合は、会員にその旨を通知または告知(変更の日から30日間当社の店舗内に掲示する等)し、会員がその後にカードを利用した場合は、変更事項を承諾したものとします。

2017.03.01

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用・委託)

- (1) 会員(全申込者を指す。以下同じ)は本契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む株式会社天満屋ストア(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で①から⑦の収集・保有・利用することに同意するものとします。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます。)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。
- ①所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯番号を含む。以下同じ)、メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、連絡先、家族構成、住居状況の属性に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。)
- ②契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、支払口座、契約番号、会員番号。
- ③契約に関する支払い開始以後の利用残高、月々の返済状況および履歴等に関する情報
- ④本契約に関する会員の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会員が提出した源泉徴収票等によって収集した収入等の情報。
- ⑤「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、会員の運転免許証、健康保険証等によって本人確認を行った際に収集した情報。
- (ア)本契約に関する与信後の管理のため、当社が必要と認めて取得した会員等の住民票等に記載された情報。
- (イ)官報や電話帳等一般に公開されている情報。

⑥お問い合わせ等の通話および防犯上録画された映像等の記録情報

⑦契約に関し、当社が会員に運転免許証、健康保険証等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること又は写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報。

(2) 会員は、当社および本条項第5条に記載の当社のグループ企業が、会員に当社のグループ企業の商品情報・生活情報の案内および販売商品等に関する案内・連絡を行うために、当社が個人情報のうち(1)①および②の個人情報を提供し、当社のグループ企業がこれを利用することに同意するものとします。

(3) 当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません)を第三者に業務委託する場合に当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、(1)により取得した個人情報を当該業務委託先に委託することに同意するものとします。

第2条(個人情報の利用)

会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意するものとします。

- ①当社のクレジットカード事業、金融・保険事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ②当社のクレジットカード事業、金融・保険事業における市場調査、商品開発
- ③当社のクレジットカード事業、金融・保険事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- ④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等、その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付
- ※当社の具体的な事業内容は末尾記載のとおりです。

第3条(個人情報の第三者提供)

会員の個人情報は次の場合を除き第三者に提供することはありません。

- ①会員に了解を得た場合
- ②公的機関から、法令に基づく照会を受けた場合
- ③生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急または会員等の同意を得ることが困難な場合
- ④その他法令の定めがある場合

第4条(指定信用情報機関への登録・利用)

(1) 会員の返済または支払能力の調査のために当社が加盟する指定信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の取得および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。なお、指定信用情報機関に登録されている個人情報は、会員の支払能力・返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(2) 会員ならびにその配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する指定信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する指定信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員お

よびその配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意するものとします。

項目	会社名
	株式会社シー・アイ・シー
①本契約に係る申し込みをした事実	当社が指定信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年間

(3) 当社が加盟する指定信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに指定信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階
フリーダイヤル：0120-810-414
ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp/>

(4) 当社が加盟する指定信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

●全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL：03-3214-5020

ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

●株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
ナビダイヤル：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp>

(5) 第3項に記載されている当社が加盟する指定信用情報機関に登録する情報は、下記の通りです。

株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および会員に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名および数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報。

※本同意条項第4条記載の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

第5条(個人情報の共同利用)

会員は、下記に掲げる当社のグループ企業が下記の目的のために第1条(1)①②およびご本人の個人情報を共同利用することに同意します。

【個人情報を当社と共同して利用する当社のグループ企業】

株式会社天満屋(百貨店業)
株式会社米子しんまち天満屋(百貨店業)
天満屋カードサービス株式会社(クレジット業)
株式会社山陽セフティ(警備業)
せとうちデリバリーサービス株式会社(運輸業)
株式会社天満屋トラベル(旅行代理業)
天満屋みのり会サービス株式会社(前払式特定取引業)
OEC株式会社(各種ソリューションの提供事業)
株式会社アイアットOEC(アウトソーシング事業、ASP

事業、機器販売、受託・保守事業)
株式会社ティ・シー・シー(建設業、広告代理店業、宅地建物取引業)
株式会社オリックス・レンタカー中国(レンタカー業)
株式会社エッセン(飲食業)
株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ(ホテル業)
株式会社天満屋スポーツアンドジョイ
株式会社キャリアプランニング(人材派遣業)
丸田産業株式会社(総合ビル管理業、携帯電話取り扱い代理店業)
丸田ビル株式会社(総合保険代理店業)

【個人情報を利用する目的】

- ①百貨店事業、スーパー事業、クレジット事業、通信販売事業、飲食店事業、ホテル事業、総合保険代理店業等における商品の発送、商品情報や催事情報をお知らせする宣伝物・印刷物の送付等による営業案内、関連するアフターサービスのための利用
- ②百貨店事業、スーパー事業、クレジット事業、通信販売事業、飲食店事業、ホテル事業、総合保険代理店業等における市場調査・商品開発のための利用
- ③カードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等の提供
- ④お客様の不利益にならない場合であって、緊急を要する連絡の必要がある時の利用。なお、新たに共同利用会社が追加変更された場合、および当社並びに当社のグループ企業の具体的な事業内容については、当社指定の方法(ホームページへの常時掲載、各店ハッピーカウンターでの掲示やパンフレットの備付・配布等)によって通知または公表するものとします。

【共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称】

株式会社天満屋ストア
担当：個人情報取扱責任者 カード担当

第6条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)

- (1) 会員は当社に対し登録内容の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を求めることができるものとします。
- (2) 会員は、第4条で記載する個人信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社と個人情報を共同利用する会社に対しては当社が窓口となって開示の請求を承ります。
 - ①当社および第5条に記載の当社の共同利用会社に開示を求める場合には、店舗の窓口にお尋ねください。開示請求手続きの詳細についてお答えします。開示の場合1件につき作成等にかかる実費(コピー代金等)の手数料を頂戴します。
 - ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- (3) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社および当社のグループ企業は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- (4) 本同意条項第2条ならびに第5条個人情報を利用する目的①②による同意を得た範囲内で当社および当社グループ企業が当該情報を利用している場合であっても停止の申し出があった場合は、原則としてそれ以降の利用を停止する措置をとります。

第7条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申し込みをした事

実は、第1条および第4条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条(退会後または会員資格取消の場合)

カード規約第18条に定める退会後または会員資格の取消し後も、第1条(1)および第2条①に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報保有し、利用します。

第9条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、会員が本契約に必要な記載事項(申込書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条または第5条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第10条(宣伝印刷物の送付営業案内中止の申し出)

会員は、当社および共同利用会社に第2条①②③および第5条①に定める利用目的について入会後に当社に対し中止の申し出をすることが出来ます。申し出先は、第11条の「個人情報の問合せ等の窓口」とします。但し基本的なクレジット業務を行うために必要なご案内、ご利用代金明細書、クレジットカード等に同封される宣伝印刷物については送付中止の対象にはなりません。

第11条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

当社および当社のグループ企業に対する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正等・利用停止等の申し出、第1条(3)および第2条(1)の営業目的での利用等の中止、その他ご意見の申し出に關しましては、以下の窓口までご連絡ください。

●株式会社天満屋ストア

担当:本部 カード担当 お客様係(10:00~18:00)
〒700-8502 岡山市北区岡町13番16号
TEL:(086)233-6171

第12条(個人情報に関する責任を有する者の名称)

個人情報の取得、保有、利用、委託、共同利用等について責任を有する者の名称は下記となります。

●株式会社天満屋ストア

担当:個人情報取扱責任者 カード担当
〒700-8502 岡山市北区岡町13番16号
TEL:(086)233-6171

第13条(条項の変更、同意)

本同意条項は当社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。当社が本同意条項を変更した場合には、当社所定の方法(ホームページアドレス <http://www.tenmaya-store.co.jp/>)により変更事項を会員に通知または公表します。

※「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条の、当社が営業活動等の目的で会員の個人情報を利用する当社の事業は以下のとおりです。

- (1) 信用調査業、集金代行業、計算事務代行業
- (2) 金銭の貸付、その貸借の媒介ならびにその貸付の保証
- (3) 呉服、婦人服、紳士服、子供服、家具、寝具、家庭用電気製品、美術品・貴金属、食料品、日用品雑貨の割賦販売業ならびにこれらの割賦購入斡旋業
- (4) 前3号に掲げる商品の販売および仲立業
- (5) クレジットカード業務に関連した情報提供サービス業、コンピュータソフトウェアの開発および販売
- (6) スポーツ教室、カルチャーセンター等の施設の紹介事業

(7) 育児・家事雑用、趣味・レジャー、引越しに関する一切の御用調達サービス業者、建築業者の紹介に関するコンサルタント事業

- (8) 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
- (9) 衣料品、家庭用雑貨、日用雑貨の修理加工業
- (10) 現金、預貯金、不動産等の運用に関する総合コンサルタント業務
- (11) 古物の売買及びその受託販売
- (12) 前各号に付帯する一切の業務

個人情報の取扱いに関する同意条項 (現金および電子マネー利用限定)

第1条(個人情報の収集・保有)

- (1) 会員は以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有することに同意します。
 - ①当社所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、及び会員が当社に届け出た事項。(これらの情報に変更が生じた場合変更後の情報を含みます。)
 - ②申込に関する申込日および商品の購入情報。
- (2) 当社が当社の事務を業務委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じた上で本条(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

第2条(個人情報の利用)

会員は、当社が以下の目的のために第1条(1)の個人情報を利用することに同意します。

- ①当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合。
- ②当社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合。
- ③当社の加盟店が宣伝物・印刷物の送付等の営業活動のために利用する場合。
- ④会員が、生命又は財産といった具体的な権利利益を侵害されるおそれがある場合。
- ⑤お買上商品の瑕疵・お買上金額等の差異・付与ポイントの差異等について、ご連絡するために利用する場合。
- ⑥カード紛失後の発見時・店内でのカードのお忘れ時・カードを拾得時に、店内放送でお呼び出したりご自宅等へご連絡する場合。
- ⑦当社所定の申込書に会員が記載した内容に不備や未記入等不明な点があり、ご本人様への確認が必要な場合。

第3条(個人情報の第三者提供)

会員の個人情報は次の場合を除き第三者に提供することはありません。

- ①会員に了解を得た場合
- ②公的機関から、法令に基づく照会を受けた場合
- ③生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急または会員等の同意を得ることが困難な場合
- ④その他法令の定めがある場合

第4条(個人情報の共同利用)

会員は、下記に掲げる当社のグループ企業が下記のために第1条(1)およびご本人の個人情報を共同利用することに同意します。

【個人情報を当社と共同して利用する当社のグループ企業】

株式会社天満屋(百貨店業)
株式会社米子しんまち天満屋(百貨店業)
天満屋カードサービス株式会社(クレジット業)
株式会社山陽セフティ(警備業)
せとうちデリバリーサービス株式会社(運輸業)

株式会社天満屋トラベル(旅行代理業)
天満屋みのりサービス株式会社(前払式特定取引業)
OEC株式会社(各種ソリューションの提供事業)
株式会社アイアットOEC(アウトソーシング事業、ASP事業、機器販売、受託・保守事業)
株式会社ティ・シー・シー(建設業、広告代理店業、宅地建物取引業)
株式会社オリックス・レンタカー中国(レンタカー業)
株式会社エッセン(飲食業)
株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ(ホテル業)
株式会社キャリアプランニング(人材派遣業)
株式会社天満屋スポーツアンドジョイ
丸田産業株式会社(総合ビル管理業、携帯電話取り扱い代理店業)
丸田ビル株式会社(総合保険代理店業)

【個人情報を利用する目的】

- ①百貨店事業、スーパー事業、クレジット事業、通信販売事業、飲食店事業、ホテル事業、総合保険代理店業等における商品の発送、商品情報や催事情報をお知らせする宣伝物・印刷物の送付等による営業案内、関連するアフターサービスのための利用
- ②百貨店事業、スーパー事業、クレジット事業、通信販売事業、飲食店事業、ホテル事業、総合保険代理店業等における市場調査・商品開発のための利用
- ③カードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等の提供
- ④お客様の不利益にならない場合であって、緊急を要する連絡の必要がある時の利用。なお、新たに共同利用会社が追加変更された場合、および当社並びに当社のグループ企業の具体的な事業内容については、当社指定の方法(ホームページへの常時掲載、各店ハピーカウンターでの掲示やパンフレットの備付・配布等)によって通知または公表するものとします。

【共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称】

株式会社天満屋ストア
担当:個人情報取扱責任者 カード担当

第5条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)

- (1) 会員は当社に対し登録内容の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を求めることができるものとします。
- (2) 会員は、第1条で記載する個人情報に対して個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社と個人情報を共同利用する会社に対しては当社が窓口となって開示の請求を承ります。当社および第4条に記載の当社の共同利用会社に開示を求める場合には、店舗の窓口にお尋ねください。開示請求手続きの詳細についてお答えします。開示の場合1件につき作成等にかかる実費(コピー代金等)の手数料を頂戴します。
- (3) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社および当社のグループ企業は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- (4) 本同意条項第3条ならびに第4条個人情報を利用する目的①②による同意を得た範囲内で当社および当社グループ企業が当該情報を利用している場合であっても停止の申し出があった場合は、原則としてそれ以降の利用を停止する措置をとります。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が本申込書の必要な記載事項(申込書書面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の全部または一部を承認できない場合、カード発

行をお断りする場合があります。但し、本同意条項第2条①②③のみに同意しない場合は当社がこれを理由としてカード発行をお断りすることはありません。

第7条(利用中止の申し出)

本同意条項第2条①②③による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても会員より利用中止の申し出があった場合はそれ以降の当社での利用を中止する措置をとるものとします。

第8条(個人情報の取り扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除・利用中止の申し出についての会員からのお問い合わせに関しては下記の窓口で承ります。
株式会社天満屋ストア 本部カード担当
お客様係 (10:00~18:00)
〒700-8502 岡山市北区岡町13番16号
TEL086-233-6171

第9条(条項の変更、同意)

本同意条項は当社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。当社が本同意条項を変更した場合には、当社所定の方法(ホームページアドレス <http://www.tenmaya-store.co.jp/>)により変更事項を会員に通知または公表します。

※「個人情報の利用」第2条の、当社が営業活動等の目的で会員の個人情報を利用する当社の事業は以下のとおりです。

- (1) 信用調査業、集金代行業、計算事務代行業
- (2) 金銭の貸付、その貸借の媒介ならびにその貸付の保証
- (3) 呉服、婦人服、紳士服、子供服、家具、寝具、家庭用電気製品、美術品・貴金属、食料品、日用品雑貨の割賦販売業ならびにこれらの割賦購入斡旋業
- (4) 前3号に掲げる商品の販売および仲立業
- (5) クレジットカード業務に関連した情報提供サービス業、コンピュータソフトウェアの開発および販売
- (6) スポーツ教室、カルチャーセンター等の施設の紹介事業
- (7) 育児・家事雑用、趣味・レジャー、引越しに関する一切の御用調達サービス業者、建築業者の紹介に関するコンサルタント事業
- (8) 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
- (9) 衣料品、家庭用雑貨、日用雑貨の修理加工業
- (10) 現金、預貯金、不動産等の運用に関する総合コンサルタント業務
- (11) 古物の売買及びその受託販売
- (12) 前各号に付帯する一切の業務

株式会社天満屋ストア
〒700-8502 岡山市北区岡町13番16号
カード番号等取扱契約締結事業者登録番号 中国(ク)第9号

改定日 2020年3月